

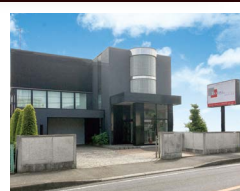
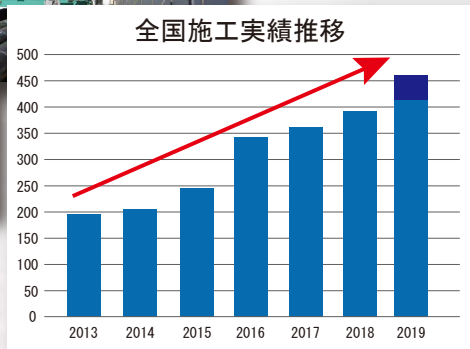
つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!

今年も一年、皆様に心から感謝申し上げます。

本当にありがとうございました。



- | | | |
|---------|-------------|--------------------------|
| 2019.6 | 株式会社熊谷組 | 病院施設新築工事 |
| 2019.6 | 東急建設株式会社 | 食品スーパー流通センター畜産 PC 新設工事 |
| 2019.6 | 森田建設株式会社 | 小学校増築その他工事 (建築工事) |
| 2019.7 | 株式会社フジタ | 駅南口地区第一種市街地再開発事業 |
| 2019.7 | 五洋建設株式会社 | 病院施設新築計画 |
| 2019.7 | 大成建設株式会社 | 自動車工場増設棟 トレンチ |
| 2019.8 | 株式会社入江建設 | 病院施設エネルギーサービス事業 新築工事 |
| 2019.8 | 三菱地所ホーム株式会社 | 杉並区阿佐谷南 M 計画 新築工事 |
| 2019.8 | 株式会社紅梅組 | (仮称)Branche 新築工事 |
| 2019.9 | 鹿島建設株式会社 | 飲料水メーカー (株) 機名工場 第5期増設工事 |
| 2019.9 | 三井住友建設株式会社 | 中等学校・高等学校 新体育館建設工事 |
| 2019.9 | 株式会社渡辺組 | 自動車販売会社 事務所棟 新築工事 |
| 2019.10 | 栗本建設工業株式会社 | 加工製作所工場棟増築工事 |
| 2019.10 | 鹿島建設株式会社 | 化学メーカー工場新総合建屋 建設工事 |
| 2019.10 | 京急建設株式会社 | バス事業会社 営業所建替工事 |
| 2019.11 | 大和ハウス工業株式会社 | 自動車販売会社事務所新築工事 |
| 2019.11 | 松井建設株式会社 | ビル新築工事 |
| 2019.12 | 小川建設株式会社 | マンション計画 |
| 2019.12 | 日本建設株式会社 | 共同住宅新築工事 |
| 2019.12 | 東急建設株式会社 | 駅改良工事 仮設駅舎新設工事 |



「特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が閣議決定されました。

経済産業省では、中小・ベンチャー企業せつかく取得した特許で大切な技術を守れるよう、訴訟制度を改善いたしました。

1. 背景

第198回通常国会において、損害賠償額算定方法の見直し、意匠法の保護対象の拡充、関連意匠制度の拡充等を図る「特許法等の一部を改正する法律」が成立しました。同法において政令に委任された施行期日を定めるため、政令が閣議決定されました。

2. 政令の概要

特許法等の一部を改正する法律附則第1条本文において定める施行期日を令和2年4月1日とします。とともに、デジタル技術を活用したデザインの保護や、ブランド構築等のため、意匠制度等を強化する。

●法律改正の趣旨

・デジタル革命により業種の垣根が崩れ、オープンイノベーションが進む中、中小・ベンチャー企業等が優れた技術を活かして飛躍するチャンスが拡大するとともに、優良な顧客体験が競争力の源泉となっている。

・このような変化を踏まえて、特許等の権利によって、紛争が起きても、大切な技術等を十分に守れるよう、産業財産権に関する訴訟制度を改善するとともに、デジタル技術を活用したデザインの保護や、ブランド構築等のため、意匠制度等を強化する。

3. 特許法の一部改正

- ① 中立な技術専門家が現地調査を行う制度(査証)の創設
特許権の侵害の可能性がある場合、中立な技術専門家が、被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する制度を創設する。
- ② 損害賠償額算定方法の見直し
(i) 侵害者が得た利益のうち、特許権者の生産能力等を超えるとして賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、損害賠償を請求できることとする。

(ii) ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記する。

※②については実用新案法、意匠法及び商標法において同旨の改正を実施。

4. 意匠法の一部改正

詳細は経済産業省のHPをご覧ください。

お問い合わせ

特許庁総務部総務課制度審議室

電話: 03-3581-1101 内線2118

FAX: 03-3501-0624

※各制度・詳細は経済産業省のHPをご覧ください。

ワンポイント

健康コラム

冷え込む冬は寒暖差疲労に注意

冬季になると、なんとなく疲れやすさを感じたり、体の不調が続いたりする方もいるのではないのでしょうか。

こうした冬の体調不良の原因のひとつとして「寒暖差疲労」が挙げられます。今回は、寒暖差疲労の原因と対策をご紹介します。

寒暖差疲労とは?

寒暖差疲労とは、「寒暖差によって疲労が蓄積した状態」を指します。季節の変わり目に大きな気温の変化があったり、朝と夜で気温差が激しかったりすると、体は寒暖差を感じて疲労を溜め込んでしまうのです。

寒暖差疲労を引き起こす原因や環境

寒暖差疲労を起こしやすくなる気温差は、「前日と比較して5℃以上」といわれています。季節の変わり目はもちろん、冬場は天気予報などをこまめにチェックして、なるべく気温差を感じることを避け、服装にも気を付けることが重要といえるでしょう。

●毎日湯船に入る

シャワーで済ませず、毎日しっかり湯船につかりましょう。

体に蓄積された老廃物や疲労物質が取り除かれる「温熱作用」のほか、血液やリンパの流れを改善する「水圧作用」、筋肉や関節をリラックスさせる「浮力作用」の3つの効果を得られます。

●蒸気温熱で体を温める

体を温める際は、乾いた熱よりもスチームを含む蒸気温熱がおすすめです。じんわりとした蒸気温熱は、乾いた熱よりも広く深く体を温めるため、冷えの解消が期待できるのです。

●日常的な動作に軽く負荷をかける

移動や家事など、毎日の生活の中で何気なく行っている動作に、軽い負荷をかけてみましょう。

体を冷やさない食事を

冷たい飲み物はなるべく控えて、温かい飲み物をとる習慣をつけましょう。

白湯やスープなどの温かい飲み物を積極的に飲んで、体の内側からじんわりと温めることがポイントです。

冬季の冷え性や体調不良に悩まされている場合、その原因のひとつは寒暖差疲労にあるかもしれません。体をしっかりと温める習慣や対策を生活に取り入れて、寒暖差に負けない健康的な体づくりをしていきましょう!

寒暖差疲労

経理マンが行く

SNS

天気の変化が激しく、秋と冬の間であるこの時期は体調を崩しがちですが、これから来る寒さに負けないよう、体調管理を万全にしてください。さて、先日大阪の女の子が行方不明になり、先日SNS(ソーシャル・ネットワークキング・サービス)で知り合った見ず知らずの男の家に行ったことが判明し、無事に保護されました。今やSNSは情報を取るだけのツールではなく、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティサイトが主となっています。それは趣味や嗜好、居住地域、出身校、「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を築くことを可能にしてしまうサービスです。パソコンを使い、WebサイトからログインするタイプのSNSは、パソコンのある環境からしかアクセスすることができませんでしたが、今ではスマホ用のアプリを提供している時代です。スマホを使えば、いつ、どこでも他人とつながることができる上、他人の様子がリアルタイムにわかるようになりました。逆にいうと、他人から距離を置くことが難しい環境になったのではないのでしょうか。特に中高生の多くがスマホを利用している為、どこにいても他人とつながっていただけない環境におかれています。子ども達はこのような環境に依存しないように成長していかなければなりません。ある県では、子ども達にTwitter(ツイッター)、Facebook(フェイスブック)、Instagram(インスタグラム)などの様々なSNSの中で、これらのサービスを利用していると回答した子どもは、小学生6.2%、中学生34.5%、高校生67.5%がTwitterを使っていて最も使われているSNSとなっています。Twitterは、短文投稿サイトとも呼ばれ「つぶやき」を発信するSNSです。1人で複数のアカウントを簡単に作る事ができるため、本人だと表明していても、匿名で登録しているアカウントで趣味の仲間を探したりすることができず、警察庁の調べでは、「SNSや無料通話アプリ」をきっかけとして犯罪の被害に遭った児童は、平成29年の上半期だけで、全国で919人と過去最大となっており、被害者のうちの3分の1以上にあたる327人が、Twitterの被害にあっています。これは、SNSの特徴である簡単に複数の匿名のアカウントを作ることができること、検索により知り合い以外の人からも簡単に目をつけられてしまうことが原因と考えられています。SNSには、実名登録のものもありますが、SNSで関わる他の会員が、必ずしも本当のプロフィールを掲載しているとは限りません。多くのSNSは、登録する時に身分証明書類などで本人確認をされることがなく、誰でも簡単に利用できてしまいます。近年では面白半分の不適切な画像や動画の投稿が目立ち、自分では面白いと思って投稿しても、他の人には不愉快であったり、社会的に許されなかったりすることがあります。このような投稿は、コピーが繰り返されて拡散し個人が特定されてしまいます。中には投稿が元で、就職の合格内定が取り消されたりと、一生後悔することになるかもしれません。最近の企業は採用人事で、応募者の人柄や行動についてSNSを確認するのが当たり前になっています。一度インターネットに公開した情報は、半永久的に残ってしまい、完全に削除することは困難です。このことから、専門家は「デジタルタトゥー(電子的入れ墨)」と呼んで、安易に不適切な投稿はしないよう、警鐘を鳴らしています。便利なSNSですが、使いこなすにはこの仕組みやサービスをよく理解し、トラブルに遭うことのないよう、一人一人、また社会全体でこの問題に関わらなくてはなりません。